

川崎市麻生区社会福祉協議会
ボランティアグループ等活動助成要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、麻生区内における住みよいまちづくり推進の一環として、ボランティアグループ等の自主的な活動を支援するため、その活動に対して必要経費の一部として助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

第2条（助成対象団体）

助成申請を希望する団体等（以下、「団体等」という。）は、次の事項すべてに該当していなければならない。

- （1）麻生区内を活動拠点とし、福祉活動を中心に行っているボランティアグループおよび障害児者など当事者団体
 - （2）会則、年間事業計画及び会費等による自主財源を基盤とした予算が明らかとなっており、自主運営を行っている団体
 - * 自主財源とは会費、バザー等による自己確保資金を指す
 - * 自主財源は総予算の概ね1／3以上を占めていること
 - * 国・県・市・共同募金・かわさき市民活動センターなどの公的な補助や助成ならびに地区社会福祉協議会など本会以外の団体から補助や助成を受けている場合は、その占める割合が総予算の概ね1／3以内となっていること
 - （3）定期的な会員募集を行っており、その活動が地域に開かれ定着している団体
 - * 会員総数は10名以上で、そのうち概ね1／2以上が麻生区住民であること
 - * 活動実績が概ね1年以上あること
 - （4）本要綱第3条（1）新規事業として申請する場合、事業の事業年度から過去5年間に於いて同新規事業として本助成金を受けていないこと
 - （5）原則として、本会の区会員であること。
- 2 その他、本会会長が適当と認める団体。

第3条（対象事業）

当該年度内に終了し、次の項目に該当するもの。なお、詳細は別表に掲げる。

- （1）地域福祉活動を行う団体等で新規事業を行うもの
事業をおこなうために必要な経費について助成
- （2）地域福祉活動を行う団体等で継続事業を行うもの
団体等に対し福祉設備・機器の購入費、事業活動費の補助を目的に助成を行う

第4条（使途内容）

この助成は、自主的な活動にともなう経費の一部を補うものであり、その使途については、概ね次の内容のものとする。ただし、人件費充当及び他の団体、個人への貸出を目的とした備品経費並びに個人給付的な飲食費・宿泊費・入場料及び積立金は対象外とする。

- （1）活動において常時必要な機材の購入にかかる経費の一部
- （2）団体等の主催する「講演会」「研修」「講座」などの開催経費の一部
- （3）年次活動経費の一部
- （4）その他、本会会長が適当と認める経費の一部

第5条（審査及び交付の決定）

本助成の申請があった場合、会長は本会常任委員会において、その内容を審査し、適当と認めたものについて助成金を交付する。また、継続申請の場合は前年度報告書を勘案の上、審査する。なお、過年度に助成金の交付を受けた団体等が、申請を行うのに際し、本会に未加入の場合には、本会の目的及び趣旨を当該団体等に説明し、加入を働きかけることとする。

第6条（交付の基準）

助成金の交付にあたっては別表の交付基準細目に従うものとする。

第7条（申請方法及び報告）

- （1）所定の「申請書」に必要事項を記入し、関係書類（事業計画・予算書・事業報告書・決算書・会則・会員名簿）を添付の上、指定された期間内に本会会長に提出するものとする
- （2）助成を受けた団体は当該年度終了後、4月20日までに所定の報告書を、本会会長に提出するものとする

第8条（事業変更等の報告）

- （1）助成決定を受けた団体等は、当該年度内において、申請した内容の変更、中止（取り下げ）、又は、本要綱と適合しない内容が生じたとき等、速やかに事務局に報告しなければならない
- （2）団体等に対し事務局は当該事業途中においても、状況等を聞くとともに助言を行うことができる

第9条（助成金の返還等）

本会会長は、次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、助成金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- （1）前条（1）の事態が生じたとき

- (2) 当該事業が年度末までに完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を申請内容以外に使用したとき

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。